

岐阜県公報

目次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
 ○保安林の指定
 (税 務 課) 三七五^{ページ}
 (中濃農林事務所) 三七五

公 示

○落札者等に関する公示
 ○鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催
 ○毒物劇物取扱者試験の実施
 ○登録販売者試験の実施
 ○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
 ○開発行為の工事の完了
 ○土地改良区の定款の変更認可
 ○同
 (広 報 課) 三七六
 (地球環境課) 三七七
 (業務水道課) 三七七
 (同) 三七八
 (商業流通課) 三七九
 (建築指導課) 三八〇
 (西濃農林事務所) 三八〇
 (揖斐農林事務所) 三八〇

告 示

岐阜県告示第三百二十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	トヨタエネ ルギー株式 会社	代表者氏名	豊 田 満	主たる事務所又は事業所の 所在地	瑞穂市馬場上光町一丁目一 八番地	取消年月日	平成二二・三・三二
-----	----------------------	-------	-------	---------------------	---------------------	-------	-----------

岐阜県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

関市下之保字荏畑二〇三四の一、二〇三五の一、二〇三六、字中谷六〇一の一(次

<p>の図に示す部分に限る。)</p> <p>二 指定の目的 落石の危険の防止</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字荏畑二〇三四の一・二〇三五の一・二〇三六(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。)、字中谷六〇一の一</p> <p>2 次の森林については、主伐は、択伐による。 字荏畑二〇三四の一・二〇三五の一・二〇三六(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当 平成22年4月1日</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成22年4月1日</p> <p>5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地 株式会社岐阜放送 代表取締役会長 杉山 幹夫</p> <p>6 契約金額 82,405,050 円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県広報課 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号</p> <p>○落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 平成二十二年五月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>公 示</p> <p>○落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 平成二十二年五月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>1 特定役務の名称及び数量 地上デジタル・データ放送を活用した地域情報発信事業 委託業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p>	<p>1 特定役務の名称及び数量 県政テレビ広報番組の制作・放送委託業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成22年4月1日</p> <p>5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地 株式会社岐阜放送 代表取締役会長 杉山 幹夫</p> <p>6 契約金額 39,132,576 円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県広報課 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号</p>

○鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十三号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

日 時	場 所	案 件
平成二十二年六月十八日（金） 午後二時	多治見市上野町五一六八―一 東濃西部総合庁舎	東町鳥獣保護区（多治見市地内、面積三九ヘクタール、存続期間十年）の指定について
平成二十二年六月十七日（木） 午後二時	揖斐郡揖斐川町東津波八七五―一 揖斐川町役場久瀬振興事務所	日坂特別保護地区（揖斐川町地内、面積七三ヘクタール、存続期間十年）の指定について
平成二十二年六月二十一日（月） 午後二時	関市若草通三丁目一番地 関市役所	安桜山特別保護地区（関市地内、面積七〇ヘクタール、存続期間十年）の指定について

○毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）第八条の規定により公示します。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の日時

平成二十二年八月十八日（水）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

岐阜市三田洞東五丁目六番地一号 岐阜薬科大学三田洞キャンパス

三 試験の種類

次のうちいずれか一つを選んで受験してください。

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）

2 実地試験（筆記により実施）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）

五 出願書類

1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印によること。）
一通

2 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 一枚

六 受験手数料

一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してください（消印しないこと。）。

七 願書受付期間

平成二十二年六月十四日（月）から六月二十五日（金）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

八 願書受付場所

1 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）

2 岐阜県健康福祉部薬務水道課
九 受験票の送付

受験者に対して、平成二十二年七月三十日（金）までに岐阜県健康福祉部薬務水道課から直接受験票を送付します。

十 合格発表

試験合格者の受験番号を平成二十二年九月十七日（金）午前十時に県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県薬務水道課ポータルサイトに掲示するほか、合格者には合格証を交付します。

薬務水道課ポータルサイトのアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11224/oshirase/index.htm>

十一 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十二年九月二十一日（火）から十月二十日（水）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）、県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十二 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部薬務水道課（電話〇五八―二七二―一―一内線二五七七）

岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八―三八〇―三〇〇三）

岐阜県健康福祉部本巢・山県センター生活衛生課（電話〇五八―二六四―一―一内線三五二）

五二

西濃保健所生活衛生課（電話〇五八四―七三―一―一内線二六九）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話〇五八五―二三―一―一内線二六一）

関保健所生活衛生課（電話〇五七五―三三―四〇―一内線三五八）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話〇五七五―六七―一―一内線三五三）

中濃保健所生活衛生課（電話〇五七四―二五―三―一内線三五二）

東濃保健所生活衛生課（電話〇五七二―二三―一―一内線三五七）

恵那保健所生活衛生課（電話〇五七三―二六―一―一内線二五五）

飛騨保健所生活衛生課（電話〇五七七―三三―一―一内線三三四）

飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話〇五七六―五二―三―一内線三五三）

○登録販売者試験の実施

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施しますので、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示します。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の日時

平成二十二年九月八日（水）午後零時三十分から午後五時三十分まで

二 試験の場所

大垣市北方町五丁目五十番地 岐阜経済大学

三 試験科目

1 医薬品に共通する特性と基本的な知識

2 人体の働きと医薬品

3 主な医薬品とその作用

4 薬事に関する法規と制度

5 医薬品の適正使用と安全対策

四 出願書類

1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。） 一通

2 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び

生年月日を記載したもの） 一枚

3 受験資格を有することを証する書類 一通（複数ある場合には、各一通）
 五 受験資格

薬事法施行規則第一百五十九条の五第二項に定める薬学の課程を修了した者又は実務
 経験等の条件を満たす者

六 受験手数料

一万五千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してくだ
 さい（消印しないこと）。

七 願書受付期間

平成二十二年七月一日（木）から七月十六日（金）の午前八時三十分から午後五時
 十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

八 願書受付場所

1 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）

2 岐阜県健康福祉部薬務水道課

九 受験票の送付

受験者に対して、平成二十二年八月二十日（金）までに岐阜県健康福祉部薬務水道
 課から直接受験票を送付します。

十 合格発表

平成二十二年十月二十二日（金）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに薬務水道課ポータルサ
 イトに掲示するほか、合格者には合格証を送付し、不合格者には不合格通知書を送付
 します。

薬務水道課ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11224/oshirase/index.htm>

十一 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十二年十月二十五日（月）から十一月二十四日（水）の午前八時三十分か
 ら午後五時十五分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 提供する場所

4 情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）、県立保健所の特別窓口
 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認
 できる書類のうちいずれか一つ

十二 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部薬務水道課（電話〇五八―二七二―一―一内線二五七七）

岐阜保健所生活衛生課（電話〇五八―三八〇―三〇〇三）

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話〇五八―二六四―一―一内線三
 五二）

西濃保健所生活衛生課（電話〇五八―四七三―一―一内線二六九九）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話〇五八―五二二―一―一内線二六一）

関保健所生活衛生課（電話〇五七―五三三―四〇―一―一内線三五八）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話〇五七―五六一―一―一内線三五三）

中濃保健所生活衛生課（電話〇五七―四二五―一―一内線三五二）

東濃保健所生活衛生課（電話〇五七―二二三―一―一内線三五七）

恵那保健所生活衛生課（電話〇五七―三二六―一―一内線二五五）

飛騨保健所生活衛生課（電話〇五七―七三三―一―一内線三三四）

飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話〇五七―六二五―一―一内線三五三）

○大規模小売店舗立地法に関する意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規
 定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年五月二十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通
 課において縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

サンサンシテイマゴ
関市倉知五一六番地

二
意見の概要

関市長の意見

- ・ 防犯、防災及び交通安全対策について地元と十分協議すること。
- ・ 店舗の車両出入口及びその周辺においては、見通しを十分に確保し、看板・ミラー等を設置するなど、歩行者などへの安全を確保すること。

(届出事項 変更)

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令中建築第四三 号の四 平成二一・一〇・三〇 〔同中建築第四六号の七〕 〔同二一・二一・一〇〕	関市南貸上一一番二の一部外一四筆及び法定外公共物(道路)	道路、公園	開発登録簿による	関市東新町五丁目八九八番地の四 新東商事株式会社 代表取締役 加藤 耕三

○土地改良区の変更新認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
福東輪中土地改良区	平成二二・五・一〇

○土地改良区の定款の変更認可

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖東土地改良区	平成二二・五・二二

平成二十二年五月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター